

## 気候変動や異常気象に対応するための気候情報とその利活用のあり方について（案） 主な意見とその対応

No	該当箇所※	頂いた意見	報告案への対応
1	全体	提言は最も重要なものを最初に述べるべきである。これまでの議論を踏まえると、それは気候リスク管理の普及である。	全体について、気候リスク管理の普及に関連する記述を最初とするよう構成を見直し、必要な修正を行いました。
2		本分科会は、気象庁から諮問されて、気象庁に対して提言を行うことになっているのか？本提言は政策上重要であるので、政府として取り組むべきである、と記述すればよいのではないか。	交通政策審議会気象分科会は、気象庁長官の任務その他気象業務に関する重要事項を調査審議するとされています。今回は、答申に準じるものとして、気候変動や異常気象に関する気象業務のあり方を提言としてまとめたものです。今後、幅広い社会経済分野を対象とした取り組みを関係省庁とのより一層の連携のもと積極的に進める必要があることを踏まえ、おわりにおいて、必要な修正を行いました。
3		提言の相手である気象庁のみならず各種の団体や民間企業などにも読んでもらうことを想定すると、わかりやすく叙述することが望まれる。また、気候と気象の言葉の使い分けについても点検すべき。	全体を点検し、キーワードとなる節・小節のフォントをゴシック体とするなど必要な修正を行いました。
4	提言の骨子	気候リスクや気候リスク管理との用語は、耳慣れない言葉で一般には分かりづらい。提言の骨子では、これらをかみ砕いて記述すべき。	提言の骨子について表現の見直しを行い、必要な修正を行いました。
5	第1章	気候変動や異常気象による影響に、豪雨による洪水や土砂災害を加えるべき。また、付録1や付録4にも同様に加えるべき。	本文において、地球温暖化の進行等による大雨の頻度増加、付録4において、水災害に係る例を記述しています。
6	第2章(1) 気候リスク管理の課題	気候リスク管理技術とは、一般的には、気候予測・リスクの予測、影響の予測、対応策の策定・実施、効果の評価など一連の技術で構成される。本分科会では、この一連の流れの中でも、上流側に位置する情報をどう作成するかを中心に検討されたので、この旨明記すべき。	第2章(1)において、本分科会での検討の内容を踏まえ、必要な修正を行いました。
7	第3章1 基本方針	本検討での基本的な姿勢は、各分野のリスク管理に関する利用者のニーズに基づくことであり、これを基本方針の(2)に加えるべき。	第3章1(基本方針)において、必要な修正を行いました。
8	第3章2(3) 世界の気候リスクへの対応強化と国際貢献	地球温暖化予測では、不確実性の観点から気象研究所の結果だけを提供するのは不十分である。	第3章2(3)ウ(気候情報の活用方法に関する技術移転などの充実)において、研究機関等との連携の観点から必要な修正を行いました。

※ご意見 No 1 に基づく対応により提言案の構成を変更した。この表における「該当箇所」は本会合の資料2に基づくものである。